

銀行代理業者としてのお知らせ

事前にご理解いただきたいこと

(この書面は、銀行法第52条の44第1項、銀行法施行規則第34条の45および同規則第34条の48の規定により、お知らせするものです)

1 SMBC日興証券(銀行代理業者)と三井住友銀行(所属銀行)の役割および業務範囲について

- SMBC日興証券は三井住友銀行を所属銀行とした銀行代理業者として、円普通預金または円定期預金(以下、「預金商品」といいます)の受入を内容とする契約締結の媒介※1を行います。
 - ◎お客さまが直接三井住友銀行でご契約された預金商品の口座に関する申込書類や諸届等は、SMBC日興証券では受付できません。
 - ◎SMBC日興証券では、現金によるお取引は取り扱いできません。
 - ◎預金商品に係る契約の締結は三井住友銀行が行いますが、三井住友銀行はお取引を見合わせる場合があります。
- ※1 預金商品の勧誘、これ等に係る商品説明、普通預金口座申込書類等の受領

2 SMBC日興証券が取り扱う金融商品や保険商品と預金商品との違いについて

- SMBC日興証券が媒介する三井住友銀行の預金商品について
 - SMBC日興証券が媒介する預金商品は、三井住友銀行の商品であり、SMBC日興証券が取り扱う株式、債券、投資信託等の有価証券およびそれらに関連するサービス(以下、「金融商品」といいます)や保険商品ではありません。
 - 三井住友銀行の預金商品は、預金保険制度※2の対象であり、預金保険の対象となる預金等を合算して元本1,000万円までと、その利息等が保護されます。

※2 預金保険制度については三井住友銀行の店頭窓口までお問い合わせください。

- SMBC日興証券が取り扱う金融商品や保険商品について
 - SMBC日興証券が取り扱う金融商品や保険商品は預金商品ではなく、預金保険制度の対象となりません。また、元本の保証がありません。
 - SMBC日興証券が取り扱う金融商品の契約の相手方はSMBC日興証券です。また、SMBC日興証券が取り扱う保険商品の契約の相手方は各保険会社です。

3 お客さまに関する情報のお取り扱いについて

三井住友銀行との情報共有について同意いただいていないお客さまへ

- 書面または電磁的方法による同意について
SMBC日興証券がお客さまとの取引に関して、これまでに知り得た情報および今後知ることになる情報※3を三井住友銀行へ提供する場合、および預金商品の申込後に知り得たお客さまの非公開金融情報を利用して金融商品や保険商品のご案内等をさせていただく場合には、事前にお客さまから書面または電磁的方法で同意をいただくこととしております。
- 情報の利用について
 - SMBC日興証券では、これまでに知り得たお客さまの非公開情報および非公開保険情報(以下併せて、「お客さまのお取引情報」といいます)を利用して、お客さまに預金商品のご案内等をさせていただく場合があります。
 - また、SMBC日興証券は預金商品の申込前までに知り得たお客さまの非公開金融情報を利用して、金融商品や保険商品のご案内等をさせていただく場合があります。
 - なお、SMBC日興証券が、お客さまのお取引情報を利用して預金商品の案内等を行うこと、およびお客さまの非公開金融情報を利用して金融商品や保険商品の案内等を行うことについて同意いただかず、これらの案内等の中止を希望されるお客さまは、SMBC日興証券のお取引店までお申し出ください。SMBC日興証券にてご対応いたします。

【ご連絡先】 SMBC日興証券のお取引店まで

三井住友銀行との情報共有について同意いただいたお客さまへ

- すでに三井住友銀行との情報共有に同意いただいているお客さまにつきましては、同意いただいた範囲内で、SMBC日興証券がこれまでに知り得たお客さまの情報および今後知ることになる情報※3を、所属銀行である三井住友銀行との間で相互に提供、受領、共有、利用しております。また、SMBC日興証券がお客さまとの取引に関連して、これまでに知り得たお客さまの情報および今後知ることになる情報※3を預金商品や金融商品、保険商品のご案内に利用いたします。
- ※3 SMBC日興証券がお預かりしている個人情報や、金融商品取引業等を通じて知り得た情報等(非公開情報)、保険募集に係る業務を通じて知り得た情報等(非公開保険情報)、銀行代理業を通じて知り得た預金情報等(非公開金融情報)を含みます。

4 他のお取引への影響について

三井住友銀行の預金商品のお申込は、お客さまご自身でご判断ください。

※お申込の有無が、お客さま(またはご家族や代表を務められている法人等の関係者)とSMBC日興証券との他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。